

E i w a N e w s

【消費税】軽減税率制度の導入

平成 28 年 3 月
(No. 128)

本誌 No.126 で平成 28 年度税制改正大綱の概要をご紹介しました。今回はその税制改正項目の中から、消費税の軽減税率制度についてご紹介します。

なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことをご了承ください。

軽減税率制度の導入について

1. 導入時期

平成 29 年 4 月 1 日の消費税率の引上げとともに、消費税軽減税率制度が導入されます。これに伴い、現行の請求書等保存方式から、軽減税率の対象品目である旨と税率ごとに合計した対価の額を請求書等に記載する区分記載請求書等保存方式に変更されます。

また、平成 33 年 4 月 1 日から適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されます。

2. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）

(1) 内容

適格請求書等保存方式（インボイス方式）とは、消費税課税事業者が発行する適格請求書（インボイス）に記載された税額のみを消費税計算において仕入税額控除することができる方式です。消費税免税事業者は適格請求書を発行することができないため、消費税免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除することができません。

(2) 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書を発行する事業者は、税務署長に申請書を提出して登録を受けます。申請の受付は平成 31 年 4 月 1 日から始まり、適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号等は、インターネットを通じて公表されます。

(3) 記載事項

適格請求書には、以下の事項を記載する必要があります。

適格請求書
(1) 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
(2) 取引年月日
(3) 取引の内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、その旨）
(4) 税率の異なるごとに区分して合計した対価の額および適用税率
(5) 消費税額
(6) 請求書受領者の氏名または名称

(4) 交付義務と保存義務

適格請求書発行事業者は、免税事業者を除く他の事業者から適格請求書の発行を求められたときは交付しなければなりません。また、自ら発行した適格請求書の写しを保存する必要があります。

消費税軽減税率

1. 消費税の軽減税率対象品目

平成 29 年 4 月 1 日の消費税率 10%への引上げに伴い、酒類及び外食サービスを除く飲食料品や定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞について軽減税率を 8%とします。

2. 飲食料品について

飲食料品が軽減税率の対象になるか否かについては以下のように分類することができます。

軽減税率（外食に当たらない）	標準税率（外食に当たる）
テイクアウト・持ち帰り・宅配	外食・イートイン
ハンバーガー屋、牛丼屋のテイクアウト 寿司屋のお土産 ピザの宅配 など	ハンバーガー屋、牛丼屋の店内飲食 寿司屋での店内飲食 フードコートでの飲食 など

3. 一体商品

飲食料品と飲食料品以外のものが一体となっている商品（一体商品）は、原則として、軽減税率の対象となる飲食料品には該当しません。しかし、一定金額以下（1万円以下を想定）の少額の商品で、主たる部分が飲食料品から構成されているものは、その全体が飲食料品として軽減税率の対象になります。

法人の預金利息等について、平成 28 年 1 月から住民税利子割（地方税）が廃止されました。そのため、源泉徴収税率が以下のように変更となりましたのでご注意ください。

平成 27 年 12 月 31 日まで	平成 28 年 1 月 1 日以降
20.315%	15.315%
（国税 15.315% + 地方税 5%）	（国税 15.315%）

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。